

平成17年12月13日

金融庁総務企画局市場課
金融審議会金融分科会第一部会事務局御中

投資サービス法（仮称）についての意見

金融審議会金融分科会第一部会
専門委員 花岡浩二

投資サービス法（仮称）の法制化にあたっての制度設計の考え方を明確化する観点から第一部会の報告書をまとめるという神田部会長の方針に賛成いたします。つきましては、第40回第一部会の事務局説明資料について下記のとおり意見を申し述べます。報告書の取りまとめに際し、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 投資サービス法（仮称）の規制の対象商品（説明資料 P.1）

- ・ 対象となる投資商品は、事務局説明資料の考え方とおおり、市場リスク、信用リスクによる元本欠損が生じるおそれの有無という視点から整理することとし、それぞれのリスクが高いものを対象とすることが妥当であると考えます。

2. 投資サービス法（仮称）の規制の対象業務（説明資料 P.12）

- ・ 金融商品の特性に応じたきめ細やかな利用者保護の制度をそれぞれの業法において構築しているような業について、特に免許制等の投資サービス法（仮称）と比較して高度な業規制が課されている業については、「投資サービス業」の業登録の範囲に含めないという事務局説明資料の考え方が妥当であると考えます。

3. 適合性原則のあり方（説明資料 P.20）

- ・ 投資サービス法の規制対象となる金融商品・サービスを販売・勧誘する際の適合性原則については、現行の証券取引法と同様の行為規制として位置づけるという事務局説明資料の考え方が妥当であると考えます。
- ・ なお、英国のような「適合性レター」については、事務局説明資料にあるとおり「実際の投資商品の販売に支障を来す」可能性があるため導入すべきではないと考えますが、仮に導入についての検討を行うとすれば、一律にすべての投資商品について導入することを検討する必要があると考えます。

4. 不招請勧誘の禁止（説明資料 P.21）

- ・ 不招請勧誘の禁止は現在の金融機関のビジネスモデル変更を余儀なくさせるような強い行為規制であるため、対象商品は必要最低限とすべきであると考えます。そのため、規制のあり方としては、全商品を対象とする包括的な規制としつつ一部の商品を適用除外とするのではなく、事務局説明資料の考え方のとおり、当面の適用対象は現行の範囲に限定して、それ以外の商品については、その商品の性質、販売・勧誘の実態、利用者の被害の状況等によって機動的に適用対象とできる仕組みを整備することが妥当であると考えます。

5. 手数料開示のあり方（説明資料 P.22）

- ・ 手数料開示を行為規制として義務づけるに際しては、その目的を明確にすべきであると考えます。その観点から、「①顧客から業者に直接・間接に支払われる手数料」については手数料が期待するリターンに直接影響を与えるため、幅広く開示を義務付けるという事務局資料の考え方が妥当であると考えます。
- ・ 一方で、「②商品の組成業者が販売業者に対して支払う販売手数料」については、「投資判断に際しての重要な参考情報と考えられる」とのご意見がございますが、投資家が投資判断を行うにあたってはリスク・リターン等の商品の仕組みについて理解することが必要なのであり、商品の仕組みとは直接関係のない販売手数料が投資判断のための重要な情報にあたるとは考えがたいと思います。一方で、事務局説明資料でご指摘のとおり、手数料格差があたかも商品・サービス内容の相違に繋がるかのような誤解を招く可能性があると考えます。
- ・ 以上により、「②商品の組成業者が販売業者に対して支払う販売手数料」の開示義務化の可否については、その目的、効果および弊害について更に慎重な検討が必要と考えます。

以上